

整理番号 **0052-1**

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>（該当する経費の番号を○で囲む）</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
---	---

<p>支出年月日</p>	<p>06年 10月 31日 他</p>							
<p>支 出 額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>賃貸料 一か月 40,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする （按分した場合の積算方法 120,000 × 0.7 = 84,000</p>			8	4	0	0	0
		8	4	0	0	0		
<p>使 途</p>	<p>11月分～1月分 駐車場賃借料</p>							
<p>支 出 先</p>	<p>株式会社オフィスナンバーワン</p>							

上記のとおり支出しました。

支出者名

杉田 茂実



0052-2

駐車場賃貸借契約書

代理
株式会社オフィスナンバーワン

貸主

借主

杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

標記B 車種

車名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
-----------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ()	円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日迄(翌月分前払)		
賃料等の 支払方法	振込	金融機関名		預金口座
		(フリガナ) 口座名義人		口座番号

標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

標記F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

西暦 2019年 8月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが算合から振込に滞り下巻に
2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲) [REDACTED] 代理
 住 所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階
 株式会社オフィスナンバーワン
 氏 名 代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)
 住 所 埼玉県熊谷市本町1-181
 氏 名 杉田茂実 事務次長 生年月日 1958年 8月 19日
 TEL (自宅) [REDACTED] 携 帯 090-3211-6225
 勤務先名 [REDACTED] TEL 048-526-1313

緊急連絡先 (担当者)
 住 所 同上
 氏 名 [REDACTED]
 TEL 048-526-1313

(媒介・代理) 業者
 埼玉県知事 (10) 第10244号
 所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地
 商 号 株式会社末広不動産
 代表者 代表取締役 日向 均



宅地建物取引士 (自署押印)
 宅地建物取引士登録番号 [REDACTED]
 氏 名 [REDACTED]

(媒介・代理) 業者
 国土交通大臣免許
 埼玉県知事免許 () 第
 所在地
 商 号
 代表者

宅地建物取引士 (自署押印)
 宅地建物取引士登録番号 () 第
 氏 名
 印

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

~~二(敷金)二 第4条全文削除~~

~~第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。~~

~~4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。~~

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件をおいてはならない。

- 2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。
- 3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。
- 4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。
- 3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

整理番号			29
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>6</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>10</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>31</td></tr> </table> 日 、11月29日、12月27日	6	10	31			
6							
10							
31							
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: auto;"> <tr><td>2</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> 円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 100,000 × 0.9 = 90,000 × 3 = 270,000)	2	7	0	0	0	0
2	7	0	0	0	0		
使途	11, 12, 1月分 事務所賃借料						
支出先	株式会社ヨコハウス						

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団
 印

貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は上記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。
 - (2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。
3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。
2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。
3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとし入れるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

令和
平成 元年 6月 1日

貸貸人(甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

貸借人(乙)

住 所

さいたま市大宮区浅間町2-78 ^{大宮} パステルハイム105号室

氏 名

藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	105号室
床面積	48.5 m ²

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス (以下「甲」という) と 賃借人 藤井たけし事務所 (以下「乙」という) とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書 (以下「原契約」という) の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

賃貸人 (甲) 東京都千代田区神田松永町18番地1
株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人 (乙) 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物件の表示 —

建物名称 大宮パストラルハイム
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地 (住居表示)
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室 1階部分105号室48.5㎡

以上

整理番号				3	0
------	--	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td> </td><td>6</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>1</td><td>0</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>3</td><td>1</td></tr> </table> 日 <small>11月29日、12月27日</small> </p>		6	1	0	3	1	<p>支出額</p>	<p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>3</td> <td>2400</td> </tr> </table> </p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円		3	2400
	6														
1	0														
3	1														
百万	千	円													
	3	2400													

<p>使 途</p>	<p>11, 12, 1月分 駐車場賃借料</p> <p><small>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため 12,000×0.9=10,800×3=32,400</small></p>
------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

支出先

_____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

2年用

No.

領収証

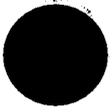
番号

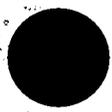
藤井たけし様

目 年 月 日
至 年 月 日

約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を
申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外の
ものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については
一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2024年 8月分	2024年7月31日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	
2024年 9月分	2024年8月30日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	
2024年 10月分	2024年10月1日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	

2024年 11月分	2024年10月31日 受取りました ¥12000-	領収 印鑑	
2024年 12月分	2024年11月29日 受取りました ¥12000-	領収 印鑑	
2025年 1月分	2024年12月27日 受取りました ¥12000-	領収 印鑑	

整理番号			3	1
------	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table> 、11月29日、12月27日		6	年	1	0	月	3	1	日
	6	年	1	0	月	3	1	日		
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(按分した場合の積算方法 15,000 × 0.9 = 13,500 × 3 = 40,500</p>			4	0	5	0	0	円	
		4	0	5	0	0	円			
使 途	11, 12, 1月分 駐車場賃借料									
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>									

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[Redacted]	印鑑	
	氏名			
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	
	氏名	藤井 健 克		

1	場所	さいたま市大宮区浅間町2-73 ⁻¹			
2	駐車場 区画	[Redacted]			
3	車 両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁
4	賃 料	一カ月 15,000 円	支払方法	特約	2カ月分滞納の ときは無催告解除
5	期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	満 年間	特約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人 カ月前予告 賃借人 / カ月前予告 解約可能			
9	保 証 金	金 0 円也		契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還	
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。			

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号			2	6
------	--	--	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日 6年 10月 31日 及び11月29日,12月23日	支出額 百万 千 円 3 1 3 0 5 6 ※政務活動費を充当した金額を記載
--	--

使 途 事務所賃貸料 令和6年10.11.12月分 $390000 \times 0.8 + 1,320 \times 0.80 = 313,056$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

	家賃	振込手数料	
10月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 10月31日 振込
11月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 11月29日 振込
12月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 12月23日 振込

合計 313056 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

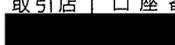
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50504	06-10-31	09:45
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信



お受取人 登録番号 0003

ご依頼人 サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

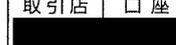
電話番号 048-924-8011 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 300558

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50504	06-11-29	11:53
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信



お受取人 登録番号 0003

ご依頼人 サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

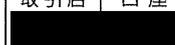
電話番号 048-924-8011 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 400165

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50505	06-12-23	10:44
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信



お受取人 登録番号 0003

ご依頼人 サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 300049

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名称		[REDACTED]家建物を事務所として賃貸借			
	所在地		〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号			
	建て方	一戸建	構造	木造	工事完了年	
二階建て				平成12年完了 以後大規模修繕等なし		
住戸部分	間取り		1階 2LDK	2階 3K納戸付		
	面積		135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)		
	設備等	トイレ	有	有	特記事項なし	
		浴室	有	有		
		洗面台	有	有		
洗濯機		有	有			
	給湯設備	有	有			
	ガスコンロ	有	有			
	冷暖房設備	有	有			
	備え付け照明設備	有	有			
	鍵		3 個			
	使用可能電気容量		50 アンペア			
	ガス		都市ガスあり			
	上下水道		公共上下水道・浄化槽あり			
付属施設	駐車場		含む			
	バイク置場		含む			
	自転車置場		含む			
	物置		含む			
	庭		含む			

(2) 契約期間

始期	平成29年4月22日から	2 年 間
終期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷金	なし	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

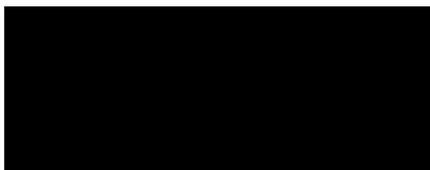
第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名



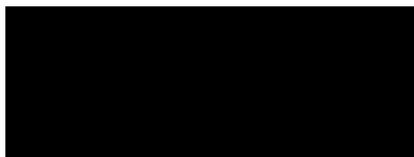
(乙) 住 所
氏 名



木下博信



(丙) 住 所
氏 名



整理番号			3	2
------	--	--	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日 6年10月31日 及12月2日、令和7年1月6日	支出額 百万 千 円 3 1 1 5 2 ※政務活動費を充当した金額を記載
--------------------------------------	--

使 途 事務所セコム使用料 令和6年10,11,12月分 38,940 × 0.80 = 31,152

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

セコム株式会社

10月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

11月分 13860 円 × 0.8 ≒ 11088 円

12月分 12980 円 × 0.8 ≒ 10384 円

合計 31152 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(技番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

32

11

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

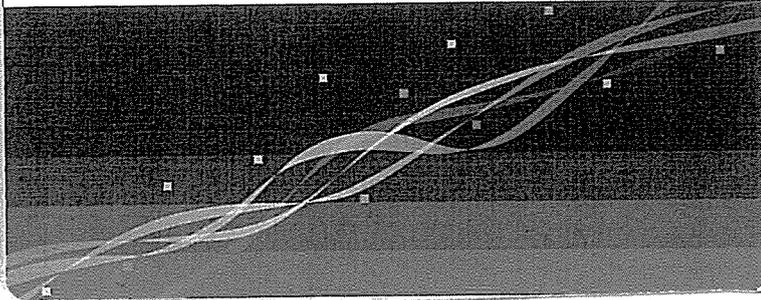
店番 口座番号



埼玉県議会 木下 博信様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



日	摘要	お支払金額	お預り金額
06-10-31	.振替	*12,100	セコム



日	摘要	お支払金額	お預り金額
06-12-02	.振替	*13,860	セコム
07-01-06	.振替	*12,980	セコム

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・種別の単位について
 (預り金) お支払金額・お預り金額・差引増減
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し面に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号 3 3 -1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 7：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
---	--

支出年月日	 6 年 1 0 月 3 1 日 1 2
支出額	<p style="text-align: right;">千</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; text-align: center;"> 4 7 6 2 9 8 </div> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 529,221 × 0.9 = 476,298)</p>
使 途	事務所賃料・駐車場11月～1月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 **埼玉県議会自由民主党議員団**

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル		2階	201号室
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5			
		(登記簿)			
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建			
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月	
面 積	2階の一部 約50.89㎡				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)

目的物件の引渡し時期

令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	

駐車場使用契約書

貸主 松本 岩夫(以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	■

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限: 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	■	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	■
	住所	■

管理業者	商号又は名称	■
所在地	■	TEL ■
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号) ■ ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

整理番号			4	4
------	--	--	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 6年 11月 2日	支出額 百万 千 円 1 3 5 0 0 0
--------------------	------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所家賃 令和6年10月～12月 150000 × 0.9 内訳10月分 30000円 (10/14%除く) 11月分 60000円 12月分 60000円
--

領収書等貼付欄

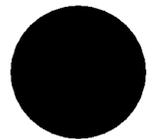
領 収 証

様 No.

☆

内 訳	但
現金	—
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	—

年 月 日 上記正に領収いたしました



コクヨ ウケ-93

※領収書等には、(1)年月日、(2)金額、(3)用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	毎月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (2年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先	貸主宅へ持参すること		普・当 Na	口座名義人

上記物件を賃貸人甲 XXXXXXXXXX と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を**事務所**の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。
2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。
2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

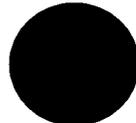
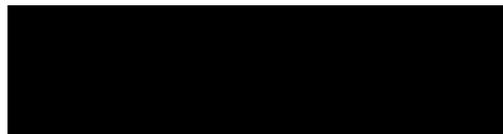
- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和6年4月 / 日

賃貸人・甲

住所
氏名
電話番号



賃借人・乙

住所 深谷市長在家14
氏名 小川 真一郎
電話番号 048-583-6838



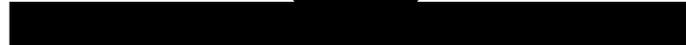
連帯保証人・丙

住所
氏名
電話番号



仲介業者
商号
代表者
免許番号
取引主任士

住所 大里郡末原町大字桜沢2770-4
サンライト不動産
柴崎 修
埼玉県知事(5) 30号



整理番号 128

政務活動費 領収書等貼付用紙 (ちょうふ)

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>令和 6年 11月 6日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">346</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5	346
百万	千	円							
	5	346							

<p>使 途</p>	<p style="font-size: large; text-align: center;">廃棄物処理代</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">$5.940 \times 0.9 = 5.346$</p>
------------	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">キャッシュサービスご利用明細</p> <p style="font-size: x-small;">毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。</p> <p style="text-align: right;">埼玉りそな銀行 <small>RESONA</small></p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td style="background-color: black;"></td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38008</td> <td>06-11-06</td> <td>15:42</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥5,500</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)</td> <td>C 認証 (破 毀)</td> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">お振込明細またはご案内</p> <p>お受取人 埼玉縣信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032 1) サツ マツヨウテン様</p> <p>ご依頼人 カネコウタセイムカツウツ ムツヨ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX</p> <p>取扱番号 600006</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;"> <p>印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p> </div>	取引銀行	取引店	口座番号	0017		*****	取扱店	お取引日	時刻	38008	06-11-06	15:42	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥5,500	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (破 毀)	万円	千円	千円	円	円	円	<p style="font-size: large; text-align: center;">廃棄物処理代 10月分</p> <p style="font-size: large; text-align: center;">(可然・不然・197・資源等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">別紙明細</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>440円</u> [振込手数料]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: x-small;"> <p>しないこと。 が足りない場合は、別紙を使用すること。 (番)を付すこと。)</p> </div>
取引銀行	取引店	口座番号																																
0017		*****																																
取扱店	お取引日	時刻																																
38008	06-11-06	15:42																																
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																
振込	¥5,500	¥440																																
お取引後の残高(円)		おつり																																

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (破 毀)																																
万円	千円	千円																																
円	円	円																																

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

請求書

2024年11月1日

登録番号
T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所 様

製鉄原
有限会社 笹島
埼玉県鴻巣市雷電1丁目3番15号
電話 048(541)0637
電話 0493(54)5977
FAX 048(541)8870

下記のとおり 申し上げます

税込合計金額 ¥5,500 税率 10% 消費税額 500

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)				摘要
10/	1 廃棄物処理代	1	5,000.00			5,000.00		
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫 鴻巣支店							
	12 (普) 0507032 (有) 笹島商店							
	合計					5,000.00		

整理番号 102

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 11 月 15 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">189</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		189	000
百万	千	円							
	189	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">事務所家賃(11月分、12月分、1月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $210,000 \times 0.9 = 189,000$</p>	
-----	--	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		*****			
取扱店	お取引日	時刻			
58401	06-11-15	16:26			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥210,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			
¥1,243,274					
お取引現金内訳		C認証			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	円	円			

お振込明細またはご案内

お受取人 **アツカガチーフ**

当座 0004701

リョウカミコウキョウ(カ様)

登録番号 0001

ご依頼人 **アサミケソウ セイムカット ウツムツヨ様**

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 500012

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③発行日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 阿左美健司（以下「甲」という。）は、両神興業株式会社（以下「乙」という。）が所有する次の建物を借用する。

所在地	埼玉県秩父市野坂町 1-3-1
建物名称	野坂ビル
契約部分	3階部分

第2条（使用の目的）

甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条（借用期間）

貸借の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期限の3カ月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で2年間契約が更新されるものとする。

第4条（賃料）

甲は乙に対し、賃借料として月額70,000円を乙の指定する方法により支払うものとする。

第5条（使用形態）

甲の責めにより本物件について棄損又は汚損した場合には、甲は原状回復のための費用を負担し修繕しなければならない。

第6条（協議事項）

この契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙双方の協議の上、誠意をもって処理するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、各捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年4月1日

借主（甲）

住所 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 6180 番地

氏名 阿左美 健司

貸主（乙）

住所 埼玉県秩父市下宮地町 18 番 1 号

氏名 両神興業株式会社
代表取締役社長 西村 耕一

整理番号	1	0	2
------	---	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年 11月 18日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">346</td> </tr> </table>	百万	千	円			346
百万	千	円							
		346							
使 途	備品(レンタルマット)								
	385 × 0.9 = 346.5								
	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため								

領収書等貼付欄

領収書

2024年11月18日 12:41 No.2329221

新井一徳県政調査事務所
 お問合せ番号: [REDACTED]
 住所: 北本市中央1-81
 TEL: 048-594-1600
 契約日付: 20110826
 配達日付: 20241118
 順番: 021-00
 設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
 下記の通り受領致しました。
 ユニオンマット灰UNHS
 1 @350 ¥350

税抜金額: ¥350
 消費税10%: ¥35
税込金額: ¥385

備考:
 お知らせ「冬休み」の為、配達曜日が多少変更になりますので宜しくお願致します。
 株式会社クリーン・モア
 お問合せ先: 本社サポートセンター
 〒123-0864
 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号
 登録番号 T2011801007379
 TEL: 03-3857-2233
 FAX: 03-3857-1233
 締日: 0
 集金日: 0
 ルート: C1105
 次回ルート: C1105
 営業担当: [REDACTED]
 配達担当: [REDACTED]
 URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

	1	1	2
--	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td></tr></table>年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">11</td></tr></table>月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">19</td></tr></table>日</p>	6	11	19	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: x-small;">百万</td> <td style="width: 20%; font-size: x-small;">千</td> <td style="width: 60%; font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; text-align: center;">216</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			216
6												
11												
19												
百万	千	円										
		216										

<p>使 途</p>	<p>政務活動事務所ごみ処理代</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">$240 \times \frac{9}{10} = 216$</p>
------------	--

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin: 10px 0;">別紙明細</div> <p style="margin-top: 20px;">_____ [振込手数料]</p> <p style="margin-top: 10px;">=====</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 1 / 2 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

納入通知書兼領収書(計量票)

納入場所	狭山市稲荷山環境センター		伝票No	127
納入者	住所	狭山市常月1-14-11		
	氏名	東小事務所		
車両番号	[REDACTED]	地区	狭山市	
年月日	2024/11/19	時間	13:39	
業者名等	事業者			
銘柄	可燃ごみ			
総重量	1,570 kg	空車重量	1,560 kg	
正味重量	10 kg	単価	240 円/10kg	
金額	240		円	10%対象
	21		円	内消費税
一般廃棄物処理手数料納入通知書			領収印日付	
狭山市長 小谷野			 	
狭山市登録番号:T4000020112151				
備考				

整理番号 304

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 年 11 月 20 日
支出額	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 百万 千 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 1 7 6 0 0 0 円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 $220000 \times 0.8 = 176000$)</p>
使 途	<p style="font-size: 1.2em;">事務所費(11月分) 612</p> <p style="font-size: 1.2em;">事務所費貸付</p>
支 出 先	<div style="width: 100%; height: 20px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事業用建物賃借契約書

貸主 伊久藤 (以下「甲」という)と借主 森 伊久藤 (以下「乙」という)は、事業用建物賃借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と借主保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙貸主について連帯保証契約を締結した。

名称	本町貸事務所		I 階
所在地	(登記簿) 蓮田市本町3866番地8		
種類	(住居表示) 埼玉県蓮田市本町3-12		
構造	木造		
面積	専有面積	37.41㎡ (約 11.31坪)	その他使用可能な面積 (約 ㎡ 坪)
物件の所有者	[Redacted]		
使用目的	事務所		
賃料	月額	220,000円(うち消費税 20,000円)	(賃料の金額) 0円
管理費	月額	円(うち消費税 円)	(賃料の金額) 0円
共益費	月額	円(うち消費税 円)	(賃料の金額) 0円
駐車場料	月額	円(うち消費税 円)	(賃料の金額) 0円
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	(賃料の金額) 0円
雑費	月額	円(うち消費税 円)	(賃料の金額) 0円
保険料	月額	円(うち消費税 円)	(賃料の金額) 0円
保証料	月額	円	(賃料の金額) 0円
保証金	月額	円(3.3㎡当たり)	(賃料の金額) 0円
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		
保証金の償却	連帯保証人 [Redacted] (総額) 円 (うち消費税) 円 (うち消費税) 円 (償却分は、明渡しから10日以内に返還しなければならぬ。)		
契約期間	2023年10月01日 から 2025年09月30日迄の2年0カ月0日間		
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2カ月の経過をもって発生する。		
資料・管理費・共益費・駐車場料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参先 (住所)	[Redacted]	持参先 (氏名)
口頭引渡	委託会社名		
当月分を当月 20日迄に支払うものとする。締済の場合は、20日までに当月分の入金を確認できるものとする。	額込金額合計 (締済時は乙の負担とする) 220,000円		

新居 No.	借取引証参照 No.
貸す No.	借取引証参照 No.
他の No.	借取引証参照 No.

鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 2023年10月01日

ポストボックス

※更新時、更新手続きをとること。更新事務手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。
 ※退去時、借主の負担において貸主指定の業者でハウスクリーニングを行うこと。
 ※借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。
 ※借主は自然損耗と認め難い故意・過失による破損、汚損箇所(タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか関係者による汚破損を含む)を修繕する等の原状回復措置をとらなければならない。
 ※入居開始時、エアコン等は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本契約書、甲乙丙、借主業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年9月26日

住所	[Redacted]	貸主・甲
電話番号	[Redacted]	貸主・甲
氏名	森 伊久藤	貸主・乙

乙の連帯保証人・丙	[Redacted]	印
住所	[Redacted]	(住所)
氏名	[Redacted]	(氏名)
乙との関係	[Redacted]	(乙との関係)
電話番号	[Redacted]	(電話番号)
勤務先	[Redacted]	(勤務先)
借主額	[Redacted]	(借主額)

保証機関	日信土地株式会社	代表者	田部井 健人
(緊急時の連絡先)	(住所)	(電話番号)	(乙との関係)
免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号	免許番号	主たる事務所
主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8	主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8
前号	日信土地株式会社	前号	日信土地株式会社
代表者	田部井 健人	代表者	田部井 健人
登録番号	[Redacted]	登録番号	[Redacted]
氏名	[Redacted]	氏名	[Redacted]
事務所名	日信土地株式会社	事務所名	日信土地株式会社
所在地	埼玉県蓮田市本町3-8	所在地	埼玉県蓮田市本町3-8
電話	048-768-2550	電話	048-768-2550

整理番号

0050

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">06</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日</div> </div>	支出額	<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none; padding: 0 5px;">百万</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">千</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">135000</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	7	135000	000
百万	千	円							
7	135000	000							
使途	<p>政務活動事務所家賃12月分</p>								

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10であるため

$$150000 \times 0.9 = 135000$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2024/11/20
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

[閉じる](#)

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地（住居表示）	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日から	3年	月間
終期	2026年7月11日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	（内消費税等	円	・税率	%
共益費（管理費）	月額	0 円	（内消費税等	0 円	・税率	0 %
保証金（敷金）		0 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金（敷金） の償却・敷引						
		円				円
礼金		0 円				
賃料等の 支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名	埼玉りそな銀行	支店	口座種別		
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市の場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額 0050-4

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	・	<input type="checkbox"/>	円

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
 ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市的場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 昭夫 電話番号 080 (2569) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input checked="" type="checkbox"/> 貸主 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 8359 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県川越市的場新町	事務所所在地
商号 株式会社 秀拓	商号
代表者等 米原 恭淳	代表者等
登録番号 [Redacted] 号	登録番号 第 号
宅地建物取引士 [Redacted]	宅地建物取引士

整理番号 96

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>6年 11月 22日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>174636</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>政務活動事務所 家賃、共益費、駐車場代</p> <p style="text-align: right;">$194040 \times \frac{9}{10} = 174636$</p>
------------	---

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
-----------------------	----------------------

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 ASAHIBANK

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	XXXXXXXXXX	*****	
取扱店	お取引日	時刻	
48308	06-11-22	14:29	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) ④ 認証			
万円 千円 円			

12月

〔振込手数料〕

※領収書(別)

<p>お振込明細またはご案内</p> <p>お受取人</p> <p>ご依頼人</p>	<p>ミツビツユー・イツ・イー</p> <p>オオクラヤマ</p> <p>普通 0646625</p> <p>セイワツヨウコウ(カ様)</p> <p>登録番号 0005</p> <p>ヒカツヤマトオルセイムカット"ウツ"ムツヨ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX</p> <p>取扱番号 400065</p>	<p>印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p>
--	--	---------------------------

使用すること。

※領収書等には、①年月日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

令和6年3月1日～令和11年2月28日

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階				
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7				
	種 類	事務所				
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建				
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)				
	使用目的	事務所				
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山シャワ702 (名称) 聖和商行株式会社	貸 主	神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山シャワ702 (名称) 聖和商行株式会社		
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税 30,000円)		
	共 益 費	月額金 10,000円 (外消費税 1,000円)	敷 金	金150,000円		
	更 新 料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金 償 却			
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)				
	敷金の返還時期		物件明渡し日より3ヶ月以内			
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)				
	着板使用料	無				
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで 5年間				
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日		
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する				
賃料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座>					
	金融機関	[REDACTED]	支店名	[REDACTED]		
	口座種類	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]		
	名義人	[REDACTED]	フリガナ	[REDACTED]		
支払期限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする					
	連 帯 保 証 人		家 賃 債 務 保 証 会 社			
(C) 保証	連帯保証人	極度額	[REDACTED]	家賃債務保証会社	社名	
	特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。					

特約事項

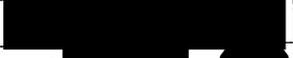
- 乙が本物件を引渡時の現況から標記(A)の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等(以下「残置物」という)についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和6年2月24日

貸主・甲	借主・乙
聖和商行株式会社 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山7 代表取締役 北野 敦也	 東山 徹
	連帯保証人・丙
印	 

媒介業者

[取引態様] 「貸借」/媒介・代理	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号 [免許年月日] 令和4年5月17日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役 伊藤	[免許証番号] 埼玉県知事(5)第19372号 [免許年月日] 令和3年7月13日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-4-32 [商号又は名称] 株式会社ハウスネット [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 	(宅地建物取引士) 	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04-(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

[普通] 建物賃貸借契約約款 (事業用)

第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条 (賃料および共益費等の支払い)

- 乙は、(B)の賃料、共益費、駐車場賃料、その他料金(以下、「賃料等」といいます。)を(B)に記載された甲が指定する支払方法(別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法)にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数=日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込手数料は、乙の負担とします。

第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または権利金(以下、「礼金等」といいます。)を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めることはできないものとします。

第5条 (敷金・保証金)

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金(以下、「敷金等」といいます。)を甲に交付します。ただし、敷金等には利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合、乙は甲より正当の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければなりません。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充当を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の明渡し確認後、乙が差し入れた敷金等から未払い賃料等その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を速やかに乙に返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用(振込手数料等)は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条 (駐車場等)

- 乙は、敷地内の駐車場等(バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。)を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければなりません。
- 甲は、天変地変・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべきからざる事由により乙に損害が生じても、一切その責を負いません。
- 乙は、故意または過失により本物件の施設または他に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。ただし、発行に伴い事務手数料および取送費用等実費は、乙が費用負担するものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続を行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条 (損害保険等の加入義務)

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する損害を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条 (付帯設備)

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め了承します。

第9条 (乙の善管注意義務)

- 乙は、善良なる管理者の注意義務(以下、「善管注意義務」といいます。)をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた細則等がある場合、これを守ります。
- 乙(来店客・来訪者等の関係者を含む)が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条 (届出または通知事項)

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等を、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - 本物件を1ヶ月以上の長期にわたり使用しないとき
 - 乙の商号、所在地、代表者、事業目的、主要株主等の重要な事項または、表面【押印欄】に記載した連絡先に変更が生じたとき
 - 乙が合併、事業譲渡、会社分割等を行うとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 連帯保証人(以下、「丙」といいます。)の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修理・修繕を要するとき

第11条 (禁止事項)

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を変更すること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊(民泊)させること
- 付帯設備を本物件以外に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、移築、看板その他の工作物の取付、改造、工作物を併用機操替等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、発火、爆発、震動、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物(魚等であって明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動物を除きます。)を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物)等、興奮、幻覚、陽酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれがある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為をすること
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、これら者を総して「反社会的勢力」といいます。)の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは「第三者」を反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、粗野、粗暴等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者に不安感、不快感や迷惑を与えること
- 別途定められた細則等がある場合、これに違反すること

第12条 (修繕義務と費用負担義務)

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および取益をするために必要な修理・修繕を行うものとします。ただし、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修理・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕義務を免れます。
 - 物件の建具類、ブラインド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - 電球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
 - 本物件内乙所有の造作・設備に対する修繕
 - バス・トイレ・流し台等の排水の水回りの水垢・カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた汚損の除去、補修、給水・排水栓(パッキン)の交換
 - (A)記載の鍵を紛失した場合の交換および新設取替費用
 - その他、付帯設備等の軽微な修繕
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について認容し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならないものとします。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならないものとします。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見込金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物処理の費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条 (造作等)

- 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - 本物件に造作等を設置するとき
 - 電気、ガス、給排水等の設備の許容値に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付しまたは変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対し行うことができないものとします。

第14条 (賃料等の改定)

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(B)の賃料等が不相当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条 (一部滅失等による賃料の減額等)

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが甲の責めに帰することができない事由によるものときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を除くことができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任に依り甲に与えた損害を賠償するものとします。

第16条 (契約の消滅)

天災、地震、その他甲の責めに帰すのでない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が取崩、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第17条 (更新および更新料)

- 1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は (B) の更新料、更新事務手数料を支払い、賃貸借期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする
2. 本契約が更新 (前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。) された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B) の更新料を支払います。

第18条 (契約の解除)

- 1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるとき、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 入居申込書または本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
(2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上遅延したとき
(3) 乙が執行取り停止または手形、小切手の不渡処分を受けたとき
(4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続きの申し立てがあったとき
(5) 窃盗、悪臭の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき
(6) 本契約の各条項の定め反したとき、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
3. 第1項および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができず、甲は同各項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 本契約第26条の表明保証に反する事実が判明したとき
(2) 本契約締結後に、自らまたは役員(業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)が反社会的勢力に該当したとき
(3) 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察官の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 第11条第9号から第16号までに掲げる行為を行ったとき
(2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
① 甲に対する暴力的な言動による要求行為
② 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
⑤ その他①から④に準ずる行為

第19条 (解約の申入れ)

- 1. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了する場合、【標記】B-①に記載する予告期限までに、甲に対し書面にて申し入れます。この場合、申入れにより予告した解約日または契約期間満了日をもって、本契約は終了します。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、申入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、甲に支払います。
3. 第1項の解約または期間満了による終了の申入れを、【標記】B-①に記載する予告期限までに行わなかった場合、乙は【標記】B-②の賃料相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができます。
4. 甲が乙に対して、解約の申入れをし、乙が承諾した場合は、申入れの日から3ヶ月の経過をもって本契約は終了します。ただし、甲からの解約申入れ後3ヶ月経過前に、乙が甲に対し、本物件を任意で明け渡したときは、その日をもって、本契約は終了するものとします。

第20条 (明渡し、原状回復義務等)

- 1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
(1) 乙が本物件内に搬入したすべての物品等の取去、設置した造作・設備等の撤去
(2) 乙が本物件を変更した箇所および本物件に生じさせたすべての汚損、または損傷箇所の修復
(3) 本物件内または共用部分の前溝およびゴミ・汚物等の処理
(4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
(5) 【標記】Bに記載された鍵の返還
(6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、善管注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善管注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗については、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別途特約の定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に設置した物品がある場合、甲は、乙がその所有権を放棄したものとせず、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議申立をせず、処分に必要な費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等する場合、甲に対して、明渡し手数料、立退料、損害賠償料その他名目の如何にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が残存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の債額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条 (立ち入り)

- 1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

- 2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、救急等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができます。その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

第22条 (連帯保証人)

- 1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新 (自動更新を含みます。) に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は【標記】Hに記載の極度額を限度とし、
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出または通知ができない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責めを免れることができません。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったときは、甲は、乙に対し、新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。
5. 乙が他の連帯保証人を選任できなかったとき、または甲の承諾を得ることができなかったときは、甲は本契約を解除できるものとします。
6. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
7. 丙が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べないものとします。
8. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第23条 (賃借人から連帯保証人への委任)

- 1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の申出に応じて合意解約する権限および、本物件の明渡しに関する一切の権限を丙に委任します。
(1) 乙が賃料の支払を3ヶ月以上滞り、または度々遅延を繰り返して、甲が相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず滞り、2ヶ月以上経過したとき
(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
(3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができます。

第24条 (家賃債務保証業者の提供する保証)

第22条第7項に基づき、【標記】Hに記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとします。

第25条 (遅延損害金等)

- 1. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延した場合、甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する保証委託契約または支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者から電話、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、督促1回につき手数料として金3,000円 (別途消費税等) を甲に支払うものとし、ます。

第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

- 1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとし、ます。
(1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属さないこと
(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
(3) 反社会的勢力に自らの名義を利用して、本契約を締結するものでないこと
(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条 (守秘義務および個人情報保護)

- 1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いを行うものとします。
3. 甲および乙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (消費税等)

【標記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

第29条 (賃料裁判所)

甲および乙は、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続きをしようとするときは本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは各々の信義を重んじ誠意をもって協議善処します。

以上

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 第 [] 号
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 一 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ケ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、遅れ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円(消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

〒222-0037	
住所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号
貸主(甲)	
氏名	聖和商行株式会社 代表取締役 北野 敦也
借主(乙)	
フリカネ住所	
氏名	東山 徹
自宅TEL ()	勤務先TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住所 埼玉県狭山市祇園2番13号

商号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住所 埼玉県狭山市祇園1番1

商号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

整理番号 **164**

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	<input type="text" value="06"/> 年 <input type="text" value="11"/> 月 <input type="text" value="25"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
-------	---	-----	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃 (12月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---	----------------------------

領収書等貼付欄

① 令和6年11月25日
 ⑤ 柿沼 貴志 ③ 家賃 (12月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56501	06-11-25	09:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (硬貨)
角 百 千 万 円		円 角 分

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人 カキマタカツレイムカイトウケムソコ様

電話番号	XXXXXXXXXX	印紙税申告納
取扱番号	250001	付の差額和
		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新> ②

169-2

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1~2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿)	埼玉県行田市忍2丁目148番地1	家屋番号 148番1
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡ (登記面積	㎡)	
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板、 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
札 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	※振込手数料は借主負担となります				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

整理番号	165
------	-----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 11月 25日	支出額	百万 千 円 4 5 9 9
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代 (12月分) ① $¥5,110 \times 0.9 = ¥4,599$ 支払額 按分率 政務活動費			政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	--	--	----------------------------

領収書等貼付欄

① 令和6年11月25日
 ⑤ 柿沼 貴志 ③ 駐車場代 (12月分) ①

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56501	06-11-25	09:31	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			IC認証
(1万円) (5千円) (1千円)			(優 待)
お振込明細またはご案内			電信
お受取人			
カキマタカウセイムカツドウケムソコ様			
電話番号			印紙税申告納
取扱番号 250001			対外的補和
			税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)、
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

★ 契約期間は満ちていますが
 自動更新になっています。

165-2

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」)

不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2	
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所 []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円
支払期限: 契約時一括支払い	
支払方法	1. 口座振替 振込先金融機関名 [] 預金: [] 口座番号: []
	2. 振込 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参 持参先: []

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者	商号又は名称
	所在地・TEL
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。
令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 柳 貴志	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな
2 乙は
3 乙は
一 届
二 届

(乙の
第6条

(契約
第7条
場合に
2 前項
おいて
3 乙は
4 本項
損害か

宅地建物 取引業者	商号(名称) ㈱TLC 行田中央店	代表者 北川 直樹
	事務所所在地・TEL 埼玉県行田市忍2-18-32 048-563-8030	
	免許証番号 埼玉県知事(9)第11602号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(株)TLC

※印は実印

整理番号 166

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 11月 25日	支出額	百万 千 円 9 0 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代 (12月分) ② ¥10,000 × 0.9 = ¥9,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄

① 令和6年11月25日
 ② 柿沼 貴志
 ③ 駐車場代 (12月分) ②

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。ALPHA

取引銀行	取引店	口座番号	0017	*****
取扱店	お取引日	時刻	56501	06-11-25 09:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥10,000 ¥0
お取引後の残高(円)			*****	
お取引現金内訳			C認証	
(1万円) (5千円) (1千円)			(印) (税)	
お振込明細またはご案内				
[Redacted]				
お受取人 カキマツカケレムカブト 様				
電話番号			印紙税申告納	
取扱番号 250001			付に和泰補和	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →				

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

★契約期間は
過ぎてしまっており
自動更新になって
います

166-2

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号 0083

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 11 月 25 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px;">千</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">54</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-weight: bold;">事務所賃料</p> <p style="font-size: large;">11月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: large; font-weight: bold;">60000 × 0.9 = 54,000</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

- お取引金額をお確かめください。
- お取引後残高欄の金額印部に「-」印がある場合はお借入残高を表わします。

お 取 扱 日	取扱店番	機 番	取 扱 番 号
6-11-25	092	51	1901
金融機関コード	口 座 番 号	***	
万円	5千円	2千円	1千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
お取引内容	お取引金額		
お引き出し	¥60,000		
取扱時間	受付番号	お取引後残高	
08:38	0006		

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥0 手数料 ¥0

埼玉縣信用金庫
小川支店
普通預金 6203661
〒117-0001 東京都文京区小川 様

ご依頼人 電話 0493-81-4896
〒370-0001 埼玉県小川市 様



「さいしん」からのご案内
裏面をご覧ください

③ 事務所賃料

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

いこと。
りない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階		
所在地（住居表示）	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1		
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	28.80 m ²	約8.7坪

(2) 使用目的

政務活動事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和6年6月1日 から	3 年 月間
終期	令和9年5月31日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	（ 内消費税等 円 ・ 税率 10 % ）
共益費（管理費）	月額	10,000 円	（ 内消費税等 円 ・ 税率 10 % ）
保証金（敷金）		なし 円	賃料の ヶ月相当額
保証金（敷金）の償却・敷引		なし	
		円	円
礼金		円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。-以下余白-

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 6 年 6 月 10 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 〒 [Redacted]

氏名 小久保 憲一 電話番号 0493 (81) 4896

連帯保証人 住所

氏名 電話番号 ()

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (6) 第 17828 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県比企郡小川町大字大塚11-5	事務所所在地	
商号	東豊不動産 有限会社	商号	
代表者等	仲川 千鶴子	代表者等	第 号
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	第 号

整理番号 96

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
----------------------------------	--

支出年月日	6 年 11 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

使途	<p style="font-size: large; font-weight: bold;">政務活動事務所賃借料</p> <p style="font-size: large;">(令和6年12月分) 55,000 × 0.9 = 49,500</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9%以上であるため</p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法)</p>
----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
	埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56705	06-11-25	15:37	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

ご依頼人

〒111 タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 250001

印紙税申告納付済

税務署承認済

55,000

0

55,000

(振込手数料)

紙を使用すること。

※領収書等には、①年 月 日 (※印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →) に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載され

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の關係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也



整理番号

	1	4	6
--	---	---	---

 -1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td></tr> </table> 日	0	6	1	1	2	6	
0	6							
1	1							
2	6							
支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr> </table> 円 <small>百万 千</small> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)			6	4	0	0	0
		6	4	0	0	0		
使途	12月分事務所賃借料							
支出先	XXXXXXXXXX							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田草事務所 1階 N03号室
所在地（住居表示）	滝川市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造瓦葺平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分） 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月11日 から	3 年 0 月 0 日 間
終期	令和7年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主は、貸主により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の徴収・徴引	敷金の徴収、徴引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う 振込 <input type="checkbox"/>

家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

146-2

(5) 貸主

貸主 氏名	住所	電話
-------	----	----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者 住所 氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額 円

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者 商号または名称	住所	電話
所在地	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（有・無）

更新料の金額 新賃料の ヶ月分・ 円

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1つを支払うものとする。以下余白

特約事項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に限り取り掛かります。クリーニング工事費が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費の場合は敷金を充当させていただきます。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させていただきます。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行なうものとし貸主は行いません。
3. 不動産賃貸契約条項のうち、第5条（共益費）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人置（記）名押印の上、各自その通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主（住所） [住所] 電話番号 [電話番号]

（氏名） [氏名]

借主（住所） [住所]

（氏名） [氏名] 電話番号 [電話番号]

連帯保証人（住所） [住所]

（氏名） [氏名] 電話番号 [電話番号]

（極度額） 円

※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 （この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています）

整理番号 147

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 6 年 1 1 月 2 6 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td></td> <td style="text-align: right;">千</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>				3	5	2	百万		千			円
			3	5	2										
百万		千			円										

使 途	<p>12月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">4 4 0 × 0.8 = 3 5 2</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付すこと

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** RESONA
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	38041	****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
振込	06-11-26	10:05	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C 認証 (硬貨)
			円

お振込明細またはご案内	
お受取人	
登録番号	0002
ご依頼人	サイタマツキ カイキ イノ ナカツキ リ様
電話番号	048-541-8110
取扱番号	400030
<p style="font-size: x-small;">*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →</p> <p style="font-size: x-small;">印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p>	

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 98

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 11 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9900</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		9900	
百万	千	円							
	9900								

使 途	<p>浄化槽ポンプ交換(本府事務所)</p> <p style="text-align: right;">$19,800 \times \frac{1}{2} = 9,900$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証	No. K- 01888
小島事務所様	R 6年 11月 27日
金額	¥19800
上記の金額正に領収いたしました 但し 浄化槽注薬管理料 703-代	
登録番号 T3-0300-0101-8028	安住環境整美株式会社
内消費税10%	代表取締役 太田 浩一 〒339-0022 埼玉県さいたま市岩槻区大字通曾根1037 電話 (0485) 798-1192

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 112

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	6 年 11 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和6年12月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$68.000 \times 0.9 = 61.200$</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
----	------------------------------------	---	-------------------------

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: center;">逢澤至一郎</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>* $69.100 - \text{[]} = 68.000$</p> <p style="text-align: right;">↳ []</p>
<p>06-11-27 .家賃</p>	<p>*69,100 家賃等</p>

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
(百万名) お支払金額・お預り金額・差引残高

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出元 6.11.27. カ) タイムハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

貸貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの
2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を貸貸人に、更新事務手数料を貸貸人指定の者に
支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における貸貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途貸貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 2 日

貸貸人 住所 [] 氏名 []

貸貸人 住所 [] 氏名 []

賃借人 住所 [] 氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [] 氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	048-824-2111

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [Redacted] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [Redacted]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 columns: Item (更新料, 更新事務手数料) and Amount (5,000円, 0円) with details on tax and period.

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

Table with 2 columns: Item (駐車場使用料) and Amount (5,000円).

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 4 columns: Item (敷金), ①原契約終了時の残存金額 (5,000円), ②更新時の返還金額 (0円), ③更新時の追加交付金額 (0円), ④更新時の合計預り金額 (5,000円).

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月12日

賃貸人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

賃貸人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

賃借人 住所 [Redacted] 氏名 逢澤 圭一郎 自宅電話番号 [Redacted] 携帯電話番号 [Redacted] 勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 続柄 [Redacted] 自宅電話番号 [Redacted] 携帯電話番号 [Redacted] 勤務先名称 [Redacted] 勤務先電話番号 [Redacted]

<本件自動車> 車種 軽自動車・小型自動車・普通自動車 登録番号 [Redacted] メーカー名 ホンダ 車名 ステップワゴン 色 白

<賃借住宅> 名称 加藤コーポラス 部屋番号 101

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申込プラン	■ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	-----------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

フリガナ	
氏名	

同居家族

●お問い合わせフリーダイヤル
☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店
株式会社タイセイ・ハウジー
川口 営業所
TEL: 048-498-6161

種別	
----	---

申込区分	□プラン変更 変更開始月 (年 月)	□記載内容変更 変更日 (年 月 日)
------	----------------------------	-----------------------------

整理番号 360

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	6 年 11 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9900</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			9900
百万	千	円							
		9900							

使 途	<p>事務所ガードシステム費 (令和6年12月分)</p> <p style="font-size: large; margin-left: 20px;">11,000 × 0.9 = 9,900</p>	
-----	--	--

<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙明細</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <p style="font-size: small;">[振込手数料]</p> <p>_____</p> <p>=====</p> </div>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にキ整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p style="font-size: small;">※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p style="font-size: small;">※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号

360 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県警備保障株式会社

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。つきましてはご指定口座以下の通りご請求申し上げますので、振替期日までにご口座よりお振替させていただきます。振替期日までに口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2024年 11月 28日

登録番号 T3010401016070

請求書番号: 20241007028614

1 / 1

請求書作成年月日 2024年 10月 07日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目

総合警備保障株式会社
埼玉西支社



前回の請求額	ご入金額	今回の請求額	ご請求額合計
*****	*****	*****	*****

件名・品名/備考	数量	単位	単価	金額(税別)	消費税等	合計(税込)
001 2024/12月度ALSOKガードシステム料金 小川 ただし事務所				10,000	10%	
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)				今回の請求金額	10,000	1,000
						11,000

整理番号 360 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

7

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8	06	11	28	振替	*11,000	RKS(ウ)の仕
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

- 他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
- 本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

7

整理番号 1 2 7

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="font-size: small;">令和</p> <p style="font-size: x-large; font-weight: bold;">6</p> <p>年</p>	<p style="font-size: x-large; font-weight: bold;">1</p> <p>月</p>	<p style="font-size: x-large; font-weight: bold;">2</p> <p>日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: x-large;"> <tr> <td style="width: 20%;">百万</td> <td style="width: 20%;">千</td> <td style="width: 20%;">百</td> <td style="width: 20%;">十</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">1</td> <td style="border: 1px solid black;">0</td> <td style="border: 1px solid black;">4</td> <td style="border: 1px solid black;">7</td> <td style="border: 1px solid black;">96</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	百	十	円	1	0	4	7	96
百万	千	百	十	円											
1	0	4	7	96											

<p>使 途</p>	<p style="font-size: large;">建物資借料(事務所12月分家賃料・駐車場代)</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">116,440 × 0.9 = 104,796</p>
------------	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38051	06-11-29	10:52
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

埼玉県議会自由民主党議員団

事務所12月分
家賃料 110,000円
駐車場代 6,000円

別紙明細

440円

[振込手数料]

お振込明細またはご案内

電信

お依頼人

カネコウタセイムカット"ウツ"ムソヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 300038

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

しないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(蓋)を付すこと。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大間事務所			1-2 階	
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3				
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
	種 類	事務所	家屋番号	798番3		
	構 造	軽量鉄骨造				
	面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約 22.21 坪)	その他使用可能な面積	2 階建	
		バルコニー	m ² (約 坪)	(約 坪)	m ²	
	物件の所有者	(住所)	[Redacted]			
		(氏名)				
	使用目的	事務所				
賃 料	月額	110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷 金	(賃料の 1 ヶ月分) (金額) 220,000 円		
管 理 費	月額	円(うち消費税 円)		札 金	(賃料の 1 ヶ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円	
共 益 費	月額	円(うち消費税 円)	権 利 金		(総額) 円 (うち消費税) 円	
駐 車 料	月額	円(うち消費税 円)		更 新 料	(総額) 円 (うち消費税) 円	
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	更 新 手 数 料		新賃料の 1 ヶ月分 (別途消費税)	
雑 費	月額	円(うち消費税 円)				
保 險 料	総額	円(うち消費税 円)				
保 証 料		円				
保 証 金		円(3.3㎡当たり 円)				
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後					
保証金の償却	・建物明渡し時に (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		・契約更新時毎に (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却部分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先				
	振込先	(氏名) [Redacted]				
	口座名義人	[Redacted]				
	口座引落	委託会社名				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。						

頭書(2)
賃 貸 借 条 件

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額	6,000 円(うち消費税	円)
備 考			

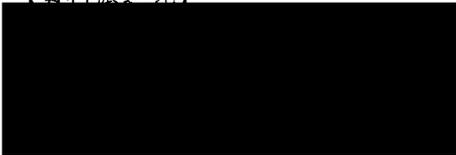
[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】

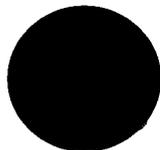


【貸主】



【貸主代理】

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】

埼玉県鴻巣市糠田1363番地1
金子 裕太



整理番号 356

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>06年11月29日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>121896</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所賃借(12月分)</p> <p style="text-align: center;">$(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$</p>		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
39842	06-11-29	10:07
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人: サイタマケツソッキン
サカト
普通 8289798
ファイニステート(カ様
登録番号 0005
オカワタツ シ セイムカット ウツムソヨ様

ご依頼人: 電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400066

*印紙税を精付しない場合は*印で消しております。 →

[振込手数料]

使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③支出されたか分かるような記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 157

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>6年11月30日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">40</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		40	000
百万	千	円							
	40	000							
<p>使途</p>	<p>事務所家賃 12月分</p> <p style="text-align: right;">※活動に使用する割合が8%以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$50000 \times \frac{8}{100} = 40000$</p>								



領収書

関根信明様

領収日 2024-11-30
 領収書番号 REC-0000000068
 登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社
 高橋 満広
 331-0823
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進



件名 2024年12月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

整理番号 358

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>6年11月30日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>16200</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p>駐車場賃借料(3台分) (令和6年12月分) 18,000 × 0.9 = 16,200</p>
------------	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証 No. _____

小川 ただし 事務係様 2024年11月30日

★ 18,000 -

但 12月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____



※領収書(載)、④

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借		
土地の表示	所在地	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1区画につき 6,000円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号 305

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	6 年 11 月 30 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 11200円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法 $14000 \times 0.8 = 11200$)</p>
使 途	<p style="font-size: large;">事務所駐車場代とこ (25.11.11月令)</p>
支 出 先	<div style="width: 100px; height: 30px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団
 印

駐草場賃借契約書

(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地	系	■	号	■
車種及びナンバー	■				
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也				

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、契約を締結する。
- 第1条 賃借期間は、**2025年10月10日**から**2026年10月9日**迄とする。貸し期間満了の場、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐草場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐草場又はその設備や駐草場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

2025年10月10日

貸主(甲) 住 氏 所 名 理

借主(乙) 住 氏 所 名 理

森伸久 様

白印便新中

駐車場賃貸借契約書

(自動車保管場所)

所在地	愛知県豊田市長原6丁目5番地	宗	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

第1条 貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、**5年6月6日**より**5年6月6日**迄1ヶ年とする。貸し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方朱記名捺印して各1通を所持する。

令和5年6月6日

貸主(甲) 住 氏 所 名 理
借主(乙) 住 氏 所 名 理

伊久藤

白御更新中

整理番号 104

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 12 月 4 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">79</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		79	000
百万	千	円							
	79	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">給排水管清掃工事</p>
-----	---

領収書等貼付欄

領 収 証

飯塚 俊彦 県政調査事務所様
令和6年12月4日

¥79,000-

但し県政調査事務所給排水管清掃工事代として
 上記の金額正に領収いたしました

	内 訳
	現金
	小切手

(有) 根 岸 設 備

代表者 根 岸 隆 明

埼玉県本庄市本庄4-8-38
TEL 0495(21)6623
FAX 0495(71)8562

係

整理番号 144

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 6 年 12 月 5 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">53</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">46</td> </tr> </table>	百万	千	円		53	46
百万	千	円							
	53	46							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; text-align: center;">廃棄物処理代</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">5,940 × 0.9 = 5,346</p>
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (RESONA) お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
38051	06-12-05	11:08
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 (認) (証)
万円	千円	円

廃棄物処理代 11月分
(可燃、不燃、リソ、資源等)

別紙明細

440円 [振込手数料]

お振込明細またはご案内	<p>埼玉縣信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032 1) サツマ マツヨウテン様</p> <p>カネコウタセイムカット ウツ ムツヨ様</p>
お受取人	電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 400067
ご依頼人	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

しないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

請求書

2024年12月1日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

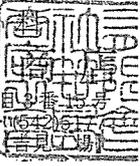
製鉄原
有限会社 笹島

埼玉県鴻巣市雷電1丁

電話 048(541)0637

電話 0493(54)5977

F A X 048(541)8870



下記のとおり 申し上げます

税込合計金額	¥5,500	税率	10%	消費税額	500
--------	--------	----	-----	------	-----

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)				摘要
11/	1 廃棄物処理代	1	5,000.00		5	0	0	
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫 鴻巣支店							
	12 (普) 0507032 (有) 笹島商店							
	合計				5	0	0	

整理番号 1 0 3

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 1 2 月 9 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円									
百万	千	円													
使 途	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>														

領収書等貼付欄

領収書

2024年12月09日 13:51
No.2333405

新井一徳県政調査事務所 様

お問合せ番号: XXXXXXXXXX
住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20241209
順番: 021-00
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオソフット灰UNHS
1 @350 ¥350

税抜金額: ¥350
消費税10%: ¥35
税込金額: **¥385**

備考:
*お知らせ「冬休み」の為、配達曜日が多少変更になりますので宜しくお願ひ致します。

株式会社クリーソ・モア
お問合せ先: 本社サポーターセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号
登録番号 T2011801007379
TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105
営業担当: XXXXXXXXXX
配達担当: XXXXXXXXXX
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 161

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	06 年 12 月 10 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">20</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">42</td> </tr> </table>	百万	千	円					20	42
百万	千	円										
	20	42										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2552 × 0.8 = 2042</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客さま名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
 兼 領収書

ダスキンの店フランチャイズチェーン店

ダスキン 鴻巣

有限会社クリーンショップ
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目6-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 06年 12月 10日 次回訪問日 02月 04日 C火 00999 8W

取引 (現金)

T6030002082557

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後	
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	残 数
*WH1H 吸塵・吸水マットグレー スリム	2	2	1276	2	2552					
10%合計			2,552							内消費税 (232)

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
(10%)	2,552	232	2,552

伝票 NO.0001112785

受領サイン

担当 者 名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 121

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	6 年 12 月 12 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4356</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		4356	
百万	千	円							
	4356								

使途	<p>11月分事務代行処理代</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$4,400 \times 0.9 = 3,960$</p> <p>$440 \times 0.9 = 396$</p>
----	--------------------	--

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
57248	06-12-12	15:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥4,400	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

<small>お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円)</small>			

お振込明細またはご案内

お受取人

カメラリツキン

ミサト

普通 0178856

1) ネットセイウ様

登録番号 0002

アイサ ワライチロウ セイムカット ウツ 様

ご依頼人

電話番号

取扱番号 500002

印紙税申告納
税務署承認済

逢澤三一郎

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

¥440 [振込手数料]

凡しないこと。
 が足りない場合は、別紙を使用すること。
 (番号)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 2 1 - 2

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

請 求 書

(発行日 6 年 12 月 4 日)

No.

有限会社 **根本 清掃**

〒341-0044
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL : 048-955-2466
 FAX : 048-956-6197
 振込口座 亀有信用金庫三郷支店
 普通口座 0178856



登録番号 : T9030002049553

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(6 年 11 月 30 日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
6/1/130	326	ゴミ処理代基本料11月分		1台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》			<御買上額:	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額: 4,000)				400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額: 4,000)				400
		【御入金額合計】				0
		総御買上額 (税抜)				4,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様

2024年12月12日

NO. _____

¥ 4,400

但し11月分事業のみ回収代 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 7400-(10%)
 現金 _____
 小切手 _____

屎尿浄化槽維持管理士
 三郷市指定一般廃棄物処理
 屎尿浄化槽清掃
有限会社 根本 清掃

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL (048) 955-2466
 FAX (048) 956-6197



収 入
 印 紙

係

T9030002049553

● J104953

整理番号 1107

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 12 月 13 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">880</td> </tr> </table>	百万	千	円			880
百万	千	円							
		880							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">KTV 汲取料</p>
-----	--

領収書等貼付欄

飯塚信彦 宛

汲取手数料金領収書

年 月分

住 所	本庄市 小島南 2 丁目 4-24			番地
氏 名	従 量 制			
埼玉県次会自由民主党 殿 議員団県政調査事務局	基本料金 (1回につき)	200円	樽 数	金 額
	1樽 36立	300円	2 本	¥ 880 円
作業年月日	6 年 12 月 13 日		作業員氏名	[REDACTED]

上記の通り領収しました

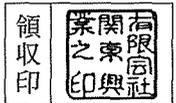
6 年 12 月 13 日

登録番号 T1030002080540

埼玉県本庄市若泉2-2-36

業者名 有限会社 関 東 興 業

TEL (0495) 22-3753 番



④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0051

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	06 年 12 月 17 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円	4	135	000
百万	千	円							
4	135	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>政務活動事務所 家賃 R7年12月分</p>
----	---------------------------

領収書等貼付欄	<p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ であるため</p> <p style="font-size: 1.5em; margin-top: 10px;">$150000 \times 0.9 = 135000$</p>
---------	--

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(後番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

SBI 新生銀行 0051-2

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2024/12/17
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

[閉じる](#)

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日から	3年	月間
終期	2026年7月11日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円	・ 税率	%)
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円	・ 税率	0 %)
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円				円
礼金		0 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名	埼玉りそな銀行	支店	口座種別		
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額 00514

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	・	<input type="checkbox"/>	円

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
 ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市の場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 邦夫 電話番号 080 (2569) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士
 取引態様 貸主 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事(12)第 8359 号
 事務所所在地 埼玉県川越市の場新町
 商号 株式会社 秀拓
 代表者等 米原 恭淳
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 号
 事務所所在地
 商号
 代表者等
 登録番号 第 号
 宅地建物取引士

整理番号 319

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	6 年 12 月 20 日
支出額	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 百万 千 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 176000円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法 $220000 \times 0.8 = 176000$)</p>
使 途	<p style="font-size: large;">事務所代と12(12月分)</p> <p style="font-size: large;">事務所費債弁</p>
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div>

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団

事業用建物賃貸借契約書

貸主 伊久藤 (以下「甲」という)と借主 森 伊久藤 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙安藤について連帯保証契約を締結した。

名称	本町貸事務所		1 階
所在地	(登記簿) 蓮田市本町3866番地8		
種別	(住居表示) 埼玉県蓮田市本町3-12		
用途	事務所	家屋番号	3866番8
面積	専有面積 37.41 m ² (約 11.31坪)	その他使用可能な面積 (約)	0 m ² (坪)
物件の所有者	[Redacted] (住所) [Redacted] (氏名) [Redacted]		
使用目的	事務所		
賃料	月額 220,000 円(うち消費税 20,000 円)	敷金	(賃料の 1 ヶ月分) 0 円
管理費	月額 円(うち消費税 円)	礼金	(賃料の 1 ヶ月分) 200,000 円
共益費	月額 円(うち消費税 円)		(うち消費税) 0 円
駐車料	月額 円(うち消費税 円)		
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)		
雑費	月額 円(うち消費税 円)		
保険料	月額 円(うち消費税 円)	更新料	(総額) 0 円
保証料	月額 円(うち消費税 円)		(うち消費税) 0 円
保証金	総額 18,500 円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分 (別途消費税)
返還時期	本物件の明渡し後		
保証金の償却	建物引渡時に (総額) 円 (うち消費税) 円 (償却方法は、登録時から10日以内に返却しなければならぬ。)		
契約期間	2023年10月01日 から 2025年09月30日 迄の 2年 0ヵ月 0日間		
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。		
資料・管理費・共有費・駐車料及び、雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参先 (住所)	持参先 (氏名)	額込金額合計 (税込送料乙の負担とする) 220,000 円

当月分を当月 20 日迄に支払うものとする。
 振込の場合は、20日までに当月分の入金確認ができるものとする。

署名(3)	付属施設	No.	No.
その	新規	No.	No.
の	貸す	No.	No.
他	鍵一覽	No.	No.
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日	2023年10月01日	
		ポストボックス	

※更新時、更新手数料をとること。更新手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。
 ※退去時、借主の負担において貸主指定の業者でハウスクリーニングを行うこと。
 ※借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。
 ※借主は自然損耗と認め難い故意・過失による破損、汚損箇所(タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか関係者による汚破損を含む)を修繕する等の原状回復措置をとらなければならない。
 ※入居開始時、エアコン2台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本書 甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。
 令和5年9月26日

住所	借主・甲	借主・乙
電話番号	[Redacted]	[Redacted]
氏名	[Redacted]	森 伊久藤
乙の連帯保証人	[Redacted]	[Redacted]
保証機関	[Redacted]	[Redacted]

(緊急時の連絡先)	(住所)	(電話番号)
借主・甲	借主・乙	媒介業者
免許番号	埼玉県知事 (19) 第3401号	免許番号
主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8	主たる事務所
前号	日信土地株式会社	前号
代表者	田部井 稔人	代表者
登録番号	[Redacted]	登録番号
氏名	[Redacted]	氏名
事務所名	日信土地株式会社	事務所名
所在地	埼玉県蓮田市本町3-8	所在地
電話	048-768-2550	電話

整理番号 97

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 12 月 20 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4339</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	7	4339
百万	千	円							
1	7	4339							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>政務活動事務所家賃、共益費、駐車場代</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">19370 × $\frac{9}{10}$ = 174339</p>
----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
10405	06-12-20	13:03	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(残) (貸)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉りそな銀行
狭山支店
普通 3518568
ヤマフトウサノカ様
登録番号 0003
ヒカヤマトオルセイムカツ ウサノカ様

ご依頼人
電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 200010

印紙税申告納
付に付き浦和
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、② 領収書等貼付欄、③金額、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

令和6年3月1日～令和11年2月28日

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

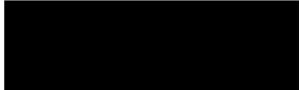
(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階		
	所在地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7		
	種 類	事務所		
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建		
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)		
	使用目的	事務所		
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山ヤマ702 (名称) 聖和商行株式会社	貸 主	神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山ヤマ702 (名称) 聖和商行株式会社
	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税30,000円)
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税1,000円)	敷 金	金150,000円
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金 償 却	
更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)			
敷金の返還時期		物件明渡し日より3ヶ月以内		
火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)			
看板使用料	無			
契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで 5年間			
引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日	
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する			
賃料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座>			
	金融機関		支店名	
	口座種類		口座番号	
	名義人		フリガナ	
支払期限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする			
(C) 保証	連 帯 保 証 人		家 賃 債 務 保 証 会 社	
	連帯保証人	極度額	家賃債務保証会社	社名
特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。				

特約事項

- 乙が本物件を引渡時の現況から標記(A)の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等(以下「残置物」という)についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和6年2月24日

貸主・甲	借主・乙
聖和商行株式会社 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山 代表取締役 北野 敦也	 東山 徹
	連帯保証人・丙
	 
印	印

媒介業者

[取引態様]「貸借」/媒介・代理	[取引態様]「貸借」/媒介・代理	[取引態様]「貸借」/媒介・代理
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号 [免許年月日] 令和4年5月17日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] 埼玉県知事(5)第19372号 [免許年月日] 令和3年7月13日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-4-32 [商号又は名称] 株式会社ハウスネット [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] (宅地建物取引士)	[登録番号] (宅地建物取引士)	[登録番号] 知事・第 号
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04-(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	印

[普通] 建物賃貸借契約約款 (事業用)

第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条 (賃料および共益費等の支払い)

1. 乙は、(B)の賃料、共益費、駐車場賃料、その他料金(以下、「賃料等」といいます。)を(B)に記載された甲が指定する支払方法(別途締結する保証委託契約、支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法)にて、支払期日までに支払います。
2. 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
3. 日割り計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数×日割金額により算出します。
4. 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または権利金(以下、「礼金等」といいます。)を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

第5条 (敷金・保証金)

1. 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金(以下、「敷金等」といいます。)を甲に交付します。ただし、敷金等には利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
2. 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができる。この場合、乙は甲より正当な通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならないものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充当を請求することができないものとします。
3. 甲は、本物件の明渡し確認後、乙が差し入れた敷金等から未払い賃料等その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を速やかに乙に返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用(振込手数料等)は、乙が負担します。
4. 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条 (駐車場等)

1. 乙は、敷地内の駐車場等(バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。)を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
2. 乙は、契約期間内に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければなりません。
3. 甲は、天災地変・火災・暴発・飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、一切その責めを負いません。
4. 乙は、故意または過失により本物件の施設または他に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
5. 甲は、「保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、乙は、これに応じるものとします。ただし、発行に伴い事務手数料および郵送費用等実費は、乙が費用負担するものとします。
6. 甲または乙は、駐車場等のみを譲渡する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
7. 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条 (損害保険等の加入義務)

1. 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する保障を備えた保険に加入します。
2. 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条 (付帯設備)

1. 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
2. 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め了承します。

第9条 (乙の善管注意義務)

1. 乙は、善良なる管理者の注意義務(以下、「善管注意義務」といいます。)をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
2. 乙は、本物件について定められた細則等がある場合、これを遵守します。
3. 乙(来店者・来訪者等の関係者を含む)が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条 (届出または通知事項)

1. 乙は、本物件の引渡し後4日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等を、甲の指定する方法にて報告するものとします。
2. 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
3. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - (1) 本物件を1ヶ月以上の長期にわたり使用しないとき
 - (2) 乙の商号、所在地、代表者、事業目的、主要株主等の重要な事項または、表面【甲印欄】に記載した連絡先に変更が生じたとき
 - (3) 乙が合併、事業譲渡、会社分割等を行うおとすとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- (4) 連帯保証人(以下、「丙」といいます。)の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- (5) 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- (6) 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修理・修繕を要するとき

第11条 (禁止事項)

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を変更すること
 - (2) 甲の承諾なしに賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等を行うこと
 - (3) 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保に供すること
 - (4) 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊(民泊)させること
 - (5) 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
 - (6) 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、移転、看板その他の工作物の取付、改造、工作を伴う模様替え等により現状の変更を行うこと
 - (7) 本物件内に引火、発火、爆発、震動、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
 - (8) 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物(鳥等であつて明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動物を除きます。)を持ち込み、または飼育すること
 - (9) 違法もしくは公序良俗に反する物販、販売活動もしくは振り込め詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
 - (10) 銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- (1) 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物)等、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれのある物を製造、販売、使用、所持すること
 - (2) 危険行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為を行うこと
 - (3) 本物件を、自己暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、これら者を総して「反社会的勢力」といいます。))の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
 - (4) 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
 - (5) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
 - (6) 本物件および本物件の近隣において、粗野、粗暴等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者に不安感、不快感や迷惑を与えること
 - (7) 別途定められた細則等がある場合、これに違反すること

第12条 (修繕義務と費用負担義務)

1. 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修理・修繕を行うものとし、乙は、故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修理・修繕については、乙の費用負担とします。
2. 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕義務を免れます。
 - (1) 物件の建具類、ブラインド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - (2) 電球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
 - (3) 本物件内の乙所有の造作、設備に対する修繕
 - (4) パス・トイレ・流し台等の排水の水回り水垢・カビ等、その清掃・手入れを怠つた結果生じた汚損の除去・補修; 給水・排水栓(パッキン)の交換
 - (5) (A)記載の壁を紛失した場合の交換および新設置費用
 - (6) その他、付帯設備等の軽微な補修
3. 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について認容し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとします。
4. 乙は、本物件が修繕を要するときは、遅やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならないものとします。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならないものとします。
5. 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
6. 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物処理費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条 (造作等)

1. 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - (1) 本物件に造作等を設置するとき
 - (2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設したり変更するとき
2. 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第14条 (賃料等の改定)

1. 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
2. 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条 (一部滅失等による賃料の減額等)

1. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
2. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

第16条 (契約の消滅)

天災、地震、その他甲の責めに帰すべきでない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が取用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第17条 (更新および更新料)

- 1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は(B)の更新料、更新事務手数料を支払い、賃貸借期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする
2. 本契約が更新(前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。)された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B)の更新料を支払います。

第18条 (契約の解除)

- 1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるとき、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 入居申込書または本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
(2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上遅延したとき
(3) 乙が銀行取引停止または手形・小切手の不渡処分を受けたとき
(4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続きの申し立てがあったとき
(5) 賄賂、悪徳の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平等等を阻害する行為を反復したとき
(6) 本契約の各条項の定めと反し、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
3. 第1項および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができず、甲は同各項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せず、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 本契約第26条の表明保証に反する事実が判明したとき
(2) 本契約締結後に、自らまたは役員(業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)が反社会的勢力に該当したとき
(3) 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せず、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 第11条第9号から第16号までに掲げる行為を行ったとき
(2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
① 甲に対する暴力的な言動による要求行為
② 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風評を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
⑤ その他①から④に準ずる行為

第19条 (解約の申入れ)

- 1. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了する場合、【標記】B-①に記載する予告期限までに、甲に対し書面にて申し入れます。この場合、申し入れにより予告した解約日または契約期間満了日をもって、本契約は終了します。前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、申し入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、甲に支払います。
3. 第1項の解約または期間満了による終了の申し入れを、【標記】B-①に記載する予告期限までに行わなかった場合、乙は【標記】B-②の賃料相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができます。
4. 甲が乙に対して、解約の申し入れをし、乙が承諾した場合は、申し入れの日から3ヶ月の経過をもって本契約は終了します。ただし、甲からの解約申し入れ後3ヶ月経過前に、乙が甲に対し、本物件を任意で明け渡したときは、その日をもって、本契約は終了するものとします。

第20条 (明渡し、原状回復義務等)

- 1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
(1) 乙が本物件内に搬入したすべての物品等の取去、設置した造作・設備等の撤去
(2) 乙が本物件を変更した箇所および本物件に生じさせたすべての汚損、または損傷箇所の修復
(3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
(4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
(5) 【標記】Bに記載された鍵の返還
(6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、善管注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善管注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別途特約の定めがある場合は、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に残置した物品がある場合、甲は、乙がその所有権を放棄したものと見做し、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議申立をせず、処分に関する費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し移転料、立退料、損害賠償料その他名目の如何にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が現存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条 (立ち入り)

- 1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができず。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

- 2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、救護等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができず。この場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

第22条 (連帯保証人)

- 1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新(自動更新を含みます。)に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は【標記】Hに記載の極度額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出または通知ができなくなった場合は、届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責めを免れることができません。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったときは、甲は、乙に対し、新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。乙が他の連帯保証人を選任できなかったときは、または甲の承諾を得ることができなかったときは、甲は本契約を解除できるものとします。
5. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
6. 丙が甲に対し、身分証明書提示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務について乙の不履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するとし、乙はこれに異議を述べないものとします。
7. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第23条 (賃借人から連帯保証人への委任)

- 1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の申出に依り合意解約する権限および、本物件の明渡しに関する一切の権限を丙に委任します。
(1) 乙が賃料の支払を3ヶ月以上滞納し、または度々遅延を繰り返す、甲が相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず応じないとき
(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
(3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができます。

第24条 (家賃債務保証業者の提供する保証)

第22条第7項に基づき、【標記】Hに記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとします。

第25条 (遅延損害金等)

- 1. 乙は、本契約から生じる金銭債務(賃料等)の支払いを遅延した場合、甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する保証委託契約または支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務(賃料等)の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者から電話、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、督促1回につき手数料として金3,000円(別途消費税等)を甲に支払うものとします。

第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

- 1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明保証するものとします。
(1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属さないこと
(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
(3) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条 (守秘義務および個人情報保護)

- 1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いを行うものとします。
3. 甲および乙は、前項に定めるところより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (消費税等)

【標記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続きをしようとするときは本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは各々の協議を重んじ、誠意をもって協議解決します。

以上

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 第 [] 号
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 一 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ケ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
 - ③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
 - ④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
 - ⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

- ① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)
[Redacted]
- ② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)
- ③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。
- ④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。
- ⑤ 契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)
- ⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円(消費税別)・保管場所用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

〒222-0037	
住所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号

貸主(甲)	[Redacted]
氏名	聖和商行株式会社 代表取締役 北野 敦也

借主(乙)	[Redacted]
フリカシ 氏名	東山 徹
自宅TEL ([Redacted])	勤務先TEL ([Redacted])

媒介業者
 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員
 住所 埼玉県狭山市祇園2番13号
 商号 狭山不動産株式会社
 代表者 代表取締役 伊藤 [Redacted]

媒介業者
 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員
 住所 埼玉県狭山市祇園1番1
 商号 株式会社ハウスネット
 代表者 代表取締役 新井靖
 TEL 04-2956-5500

令和6年11月吉日

東山 徹 様

管理会社 : 狭山不動産株式会社
業務委託会社 : 株式会社ハウスネット

「北野第2ビル」管理受託と

賃料支払方法変更とのご通知及び駐車場契約締結のご案内

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、貴方様のご契約されている『北野第2ビル』の貸主様のご依頼により、駐車場賃料集金の管理業務を令和7年1月1日より弊社がお引き受けすることになりましたのでご通知申し上げます。

尚、銀行にて自動送金手続きをされている方は、お手数でも当該銀行での自動送金中止の手続きをお願い申し上げます。

敬具

尚、管理会社変更に伴いまして令和6年12月分迄が『聖和商行 株式会社』
令和7年1月分より ㈱狭山不動産にて収納業務の区分とさせて頂いております。

記

*令和6年12月末までに令和7年1月分より賃料は下記口座にお振込みください。

【振込先】	口座名義人	狭山不動産株式会社
	金融機関	埼玉りそな銀行 狭山支店
	口座番号	(普通) 3518568

【管理会社】狭山不動産株式会社

【お問合せ先】株式会社ハウスネット

狭山市祇園1-13

TEL 04-2956-5500

定休日：水曜日